

News Release

平成22年10月1日
消費者庁

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故 3件
(うちガスコンベクションレンジ(都市ガス用)1件、
ガスこんろ(都市ガス用)1件、ガスこんろ(LPガス用)1件)
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 5件
(うちエアコン(室外機)1件、電気衣類乾燥機1件、電気脱臭装置1件、
電気洗濯乾燥機1件、扇風機1件)
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 4件
(うち介護ベッド用手すり1件、電動車いす(ハンドル形)1件、エアコン1件、
エアコン(室外機)1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故公表等調査会及び第三者
委員会合同会議(※)において、審議を予定している案件 1件
(うちガスレンジ(都市ガス用)1件)

1. ~ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者委員会消費者安全専門調査会製品事故情報の公表等に関する調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のもの(A201000554を除く。)であり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

(1) リンナイ株式会社が製造したガスこんろ（LPガス用）について
（管理番号A201000554）

① 事故事象及び再発防止策について

リンナイ株式会社が製造し、クリナップ株式会社が販売したシステムキッチン用組込型ガスこんろにおいて、当該製品を使用中に点火ツマミ部分から出火する火災が発生し、当該製品が焼損しました。

当該事故の原因は、器具栓内の開閉機構の動作に不具合があり、こんろの点火操作後、こんろ器具栓より微量のガスが漏れ、こんろの炎によって着火し、樹脂製ツマミの一部を焦がしたものと考えられます。

同社は事故の再発防止を図るため、平成9年2月12日にプレスリリースを行い、平成9年2月13日及び平成9年8月21日に新聞社告の掲載を行った他、HPにリコール情報を掲載し、注意喚起を行うとともに、対象製品について無償改修を実施しています。

② 対象製品等：ブランド、型式名、改修対象台数

- ・システムキッチン用組込型ガスこんろ（販売会社ブランド製品を含む）
- ・平成元年6月から平成2年9月までに製造されたもの

ブランド	型式名	改修対象台数
リンナイ	RBG-20D、30D、35D、30DV、40D、 RBR-310CD、310CDV、310ED、310EDV、 RBR-350CD、350CDV、350ED、350EDV、 RBR-305ED、 RBR-410CD、410ED、450CD、450ED	78,280台
サンウエーブ	SB-3G-3、4G-4、3SC-1、3SE-1、3BE-1、 4BC-1、4BE-1	
クリナップ	3CT-GK、GS、1C、1D、5D、5DW、 4CT-GC	
ミカド	MBG-30DV	
ポッシュ	GCR-30GN、40GN、40GNW、 GHR-40GN、40GNW、40MN、40MNW	

改修率

91.8%（平成22年9月30日現在）

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201000531	平成22年9月6日	平成22年9月21日	介護ベッド用手すり	重傷1名	施設で当該製品の外側に開いたグリップの内側に利用者の頭が入った状態で発見され、骨折と診断された。事故の原因については現在、調査中であるが、当該製品は、平成4年から平成12年までの間に、パラマウントベッド株式会社が製造したもので、グリップ部には縦が約150cm、横が約34cmのすき間がある構造であった。そのため、同社は不意の動作により頭や手足がすき間に入り込むことを防止するため、平成13年10月から当該製品のすき間を埋めるためのT字型の簡易部品を無償で配布していた。製造事業者は無償配布の案内を当該施設に対して度々行っていたが、施設では簡易部品の入手を行っていなかった。 なお、当該製品は、製造・出荷時の日本工業規格（JIS）に適合している。	神奈川県	事業者名： パラマウントベッド株式会社 機種・型式： KA-089 当該事故は、製品起因か否かが特定できていないものであるが、同種事故の再発防止の観点から、当該製品の使用者・所有者・管理者に向けて事故の危険性を周知し、簡易部品の装着・使用を著実に促すため事業者名及び機種・型式を公表するもの。
A201000544	平成22年9月10日	平成22年9月27日	電動車いす（ハンドル形）	火災	当該製品を充電中、建物が全焼する火災が発生した。当該製品から出火したのか他の要因も含め、現在、原因を調査中。	新潟県	平成22年9月29日に消費者安全法の重大事故等にて公表済事故
A201000548	平成22年9月10日	平成22年9月27日	エアコン	火災	建物が全焼する火災が発生した。現場に当該製品があった。当該製品から出火したのか他の要因も含め、現在、原因を調査中。	秋田県	
A201000552	平成22年9月18日	平成22年9月28日	エアコン（室外機）	火災	当該製品を使用中、当該製品が焼損し、周辺が汚損する火災が発生した。当該製品から出火したのか他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故公表等調査会及び第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201000546	平成22年9月10日	平成22年9月27日	ガスレンジ（都市ガス用）	火災	油を入れた鍋を当該製品に置いて火にかけていたところ、鍋から出火する火災が発生し、当該製品が焼損、周辺が汚損した。調査の結果、火にかけてそのまま震込んだ使用者の不注意による火災と判断された。	東京都	